

夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間・早朝の時間帯を活用し、新たなイベント等を実施する民間事業者等に対し補助金を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、これまで本市ではあまり活用されていなかった夜間・早朝の時間帯において、民間事業者等による新たなイベント開催等を支援することにより、観光客の誘客促進及び滞在時間の延長を図り、コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、会社法に基づいて設立された株式会社（旧有限会社を含む）、合名会社、合資会社及び合同会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立された一般社団法人及び一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づいて認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法に基づいて設立された特定非営利活動法人、商店街振興組合法に基づいて設立された商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、その他法律に基づいて設立された法人格を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者に該当しないものとする。

- (1) 法人又はその構成員が、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である者
- (2) 法人又はその構成員が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (5) 法人所在地の市町村税の滞納がある者
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がある者
- (7) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、多くの観光客を集客し、夜間・早朝における広島市の観光振興につながる取組であり、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 定期的実施する夜間・早朝のイベント
- (2) 夜間・早朝のイベント（単発実施も可）
- (3) 夜間・早朝の観光資源のPR活動

2 前項各号に掲げる事業は、それぞれ次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 広島市内で実施される事業であること。
- (2) 広く一般に開かれた事業であること。
- (3) 新規の取組であること。ただし、前項第1号に規定する事業については、既存の取組の拡充部分を含むものとする。
- (4) 交付決定日以降に開始し、令和5年2月28日までに終了する事業であること。
- (5) 事業実施に当たり、行政機関等の許可や地元との調整等、必要な許可や調整が取れている又は取れる見込みがあること。
- (6) その他、市長が必要と認めるときは、別に要件を付加する場合があります、その要件を満たす事業であること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 国、広島県、本市からの補助金等（本補助金を除く。）を受け、又は国、広島県、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業
- (2) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等に利益を得させる事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から適当でないと認められる事業
- (4) 法令等に抵触する事業

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としないものとする。

- (1) 補助事業者の基礎的な運営経費（事務所経費、人件費等）
- (2) 自らが所有する施設の会場使用料など補助事業者の収益となる会場使用料
- (3) 飲食費
- (4) 金券等の購入費
- (5) 租税公課
- (6) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めるもの

2 当該補助事業以外の事業等を実施している補助事業者にあつては、当該補助事業に係る経費とそれ以外の事業等に係る経費を明確に区分しなければならない。

（補助内容）

第6条 補助金の補助率及び補助限度額は、次表のとおりとする。

補助率	補助限度額	
補助対象経費の 5分の4以内	定期的実施する夜間・早朝のイベント	2,000万円
	夜間・早朝のイベント（単発実施も可）	500万円
	夜間・早朝の観光資源のPR活動	

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、その端数金額は切り捨てるものとする。

（補助対象事業の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を、指定期日までに市長に提

出しなければならない。

- (1) 補助事業申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 定款等
- (5) 登記事項証明書（全部事項証明書）
- (6) 直近1期分の決算書類
- (7) 納税証明書（法人所在地の市町村税の滞納がない証明）
- (8) 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税について未納がない証明）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（補助対象事業の審査）

第8条 申請があった補助対象事業については、経済観光局内に審査会を設置し、審査を行うものとする。

（補助事業の決定）

第9条 市長は、前条に定める審査結果等に基づき、補助事業の採択又は不採択を決定し、採択を決定した事業については補助事業採択通知書により、不採択を決定した事業については補助事業不採択通知書により、それぞれ申請者へ通知するものとする。

（補助金の交付決定等）

第10条 前条の補助事業採択通知書の交付を受けた申請者は、補助金の交付を受けるに当たって、次に掲げる書類を、指定期日までに市長に提出しなければならない。ただし、第7条に定める手続きにおいて全く同一のものを提出している書類についてはこの限りではない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容が適正であるかどうかを審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により申請者へ通知するものとする。

3 前項の交付決定に当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等、機械・器具等の財産で、単価50万円以上のものを、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又

は担保に供しようとする場合又は総務省所管補助金等交付規則第8条に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

- (5) 前号の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合には、市長は、その収入の一部を納付させることができるものとする。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (7) その他、広島市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が補助対象者でなくなったとき。
- (2) 前条第3項各号に掲げる条件、その他法令等に違反したとき。

(計画変更の承認等)

第12条 補助事業者が、第10条第3項第1号又は第2号の市長の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画変更申請書
- (2) 変更事業計画書
- (3) 変更収支予算書

2 市長は、前項による申請があった場合は、第10条第2項の交付決定を変更し、又は全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その日から40日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 事業実施報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し（市長が必要と認めるものに限る。）
- (5) 領収書と対応した内訳書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助金の額の確定に当たり、当該補助事業の実施に伴う収入があり、補助を受けることによって利益が生ずる場合は、補助金の額から利益相当額を控除する。
- 3 市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合において、当該提出に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者へ命じ、又は当該補助金の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

(補助金の交付)

第15条 前条第1項の補助金額確定通知書により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けるに当たり、補助金請求書を指定期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項による請求があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任規定)

第16条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月16日から施行する。